第二章　スタッフ弁護士養成事務所等の登録

（スタッフ弁護士養成事務所の登録）

第三条　本会は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、随時、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は支援センターとの協定に基づき養成課程スタッフ弁護士を採用してスタッフ弁護士養成弁護士となることを希望する弁護士又は弁護士法人の募集を行う。

2　前項の募集に対する応募は、法律事務所ごとに行う。

3　第一項の募集に応募しようとする弁護士又は弁護士法人は、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書面を提出しなければならない。

一　登録を希望する年度（応募申込書を提出した日の属する年度又はその翌年度に限る。）

二　養成を希望するスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士の司法修習期

三　養成を希望する者がスタッフ弁護士候補者であるか養成課程スタッフ弁護士であるかそのいずれもであるかの別

四　第七項第一号の指導担当弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）

五　スタッフ弁護士候補者の養成を希望する場合にあっては、支給する予定の賃金の額又は保障する予定の所得の額

六　雇用するスタッフ弁護士候補者又は採用する養成課程スタッフ弁護士が決まっている場合にあっては、その氏名及び所属弁護士会

4　前項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に記載された指導担当弁護士の公益的活動の受任状況を確認し、公益的活動の受任状況が明らかに不十分な場合は、応募した弁護士又は弁護士法人に対し、指導担当弁護士の変更その他の適当な措置を求める。

5　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、応募申込書に不備がある場合には、応募した弁護士又は弁護士法人に対し、補正を求める。

6　第三項の応募申込書の提出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する場合に該当するか否かにかかわらず、本会に応募申込書を送付する。この場合において、弁護士会又は弁護士会連合会は、前二項に規定する求めの有無、これに対する対応の有無その他必要と認める事項を本会に報告しなければならない。

7　本会は、前項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動をスタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士と共同して受任するなどして当該スタッフ弁護士候補者又は養成課程スタッフ弁護士を養成する指導担当弁護士がいること。

二　スタッフ弁護士候補者を養成しようとする場合にあっては、本会が次条の規定により情報提供をすることを承諾し、スタッフ弁護士候補者の募集を行うことを約していること。

三　当該応募をした弁護士又は弁護士法人が、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用した場合について、次に掲げる事項を約していること。

イ　指導担当弁護士により第一号に規定する養成を行うこと。

ロ　本会及び支援センターが実施するスタッフ弁護士候補者及び養成課程スタッフ弁護士のための研修にこれらの者が参加する機会を保障し、配慮すること。

ハ　スタッフ弁護士候補者を雇用する場合にあっては、当該スタッフ弁護士候補者に対し、雇用の日（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任することを義務付けること。

四　その他応募の趣旨がこの規則で定める支援の目的に適合していること。

8　本会は、応募が前項各号に規定する要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士又は弁護士法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定し、その法律事務所をスタッフ弁護士養成事務所として、当該スタッフ弁護士養成弁護士と併せてスタッフ弁護士養成事務所名簿に登録する。この場合において、スタッフ弁護士養成弁護士が登録を希望する年度が始まっている場合にあっては直ちに、始まっていない場合にあってはその年度が開始する時に登録する。

9　本会は、応募が第七項各号に規定する要件のいずれかを満たさないと認めるとき（補正により要件を満たす可能性がある場合にあっては、必要な補正を求め、なお要件を満たさないと認めるとき、又は補正に応じないときに限る。）は、応募した弁護士又は弁護士法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定しない旨決定する。この場合においては、決定の後、速やかに、その旨及び理由を記載した書面により、応募した弁護士又は弁護士法人に通知する。

10　スタッフ弁護士養成弁護士は、スタッフ弁護士候補者を雇用し、又は養成課程スタッフ弁護士を採用したときは、速やかに、その旨及び本会が求める事項を書面により本会に報告しなければならない。

（スタッフ弁護士養成事務所の情報提供）

第四条　本会は、スタッフ弁護士養成弁護士がスタッフ弁護士候補者の養成を希望する場合には、スタッフ弁護士養成事務所に係る情報を、本会が定める期間、本会のホームページに掲載して公開する。ただし、あらかじめ雇用するスタッフ弁護士候補者が決まっているスタッフ弁護士養成事務所については、この限りでない。

（既に雇用している場合のスタッフ弁護士養成事務所の登録）

第五条　スタッフ弁護士養成弁護士又は弁護士法人は、当該スタッフ弁護士候補者を雇用した日から六十日を経過する日までの間に限り、第三条第一項の募集に応募することができる。

2　前項の規定により応募しようとする弁護士又は弁護士法人は、その法律事務所ごとに、所属する弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会に対し、次に掲げる事項を明示して、応募申込書及び本会が求める書類を提出しなければならない。

一　雇用したスタッフ弁護士候補者の氏名及び所属弁護士会

二　養成を行う期間、内容等の計画

三　第四項第一号の指導担当弁護士の氏名

四　雇用したスタッフ弁護士候補者に支給している賃金の額又は保障している所得の額

3　第三条第四項から第六項までの規定は、前項に規定する応募申込書の提出があった場合について準用する。

4　本会は、前項において準用する第三条第六項の規定により応募申込書の送付を受けたときは、当該応募が次の各号に掲げる要件をいずれも満たすか否か審査する。

一　公益的活動をスタッフ弁護士候補者と共同して受任するなどして当該スタッフ弁護士候補者を養成する指導担当弁護士がいること。

二　指導担当弁護士により前号に規定する養成が行われていること。

三　本会及び支援センターが実施するスタッフ弁護士候補者のための研修に当該スタッフ弁護士候補者が参加する機会を保障し、配慮する旨約していること。

四　雇用したスタッフ弁護士候補者が、雇用の日（スタッフ弁護士養成事務所拡張費用援助金の給付を受ける場合にあっては、給付の日）から三年を経過する日までに常勤スタッフ弁護士に就任する旨約していること。

五　その他応募の趣旨がこの規則で定める支援の目的に適合していること。

5　本会は、応募が前項各号に規定する要件をいずれも満たすと認めるときは、応募した弁護士又は弁護士法人をスタッフ弁護士養成弁護士として選定し、その法律事務所をスタッフ弁護士養成事務所として、当該スタッフ弁護士養成弁護士と併せてスタッフ弁護士養成事務所名簿に直ちに登録する。

6　第三条第九項の規定は、応募が第四項各号に規定する要件のいずれかを満たさないと認めるときについて準用する。